

# 航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約 (国内旅行傷害保険特約用)

## <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 欠航	被保険者が搭乗する予定だった航空機の欠航をいいます。
こ 国内旅行特約	この特約が付帯される国内旅行傷害保険特約をいいます。
さ 最終目的地	被保険者が航空機を利用して移動する日において予定していた航空機の最終到着地をいいます。
ち 着陸地変更	被保険者が搭乗した航空機が予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
ほ 保険金	航空機欠航等による宿泊費用保険金をいいます。
り 旅行行程	国内旅行特約<用語の定義>に規定する旅行行程をいいます。

## 第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、旅行行程において、欠航または着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の飛行機(注1)を利用できない場合で、最終目的地以外の地において被保険者が宿泊施設(注2)に宿泊したときは、それによって被保険者が費用を負担することで被った損害に対して、この特約、国内旅行特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- (注1) 着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。  
(注2) ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

## 第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって前条に掲げる場合に該当したときは、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
  - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
  - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
(注4) 使用済燃料を含みます。  
(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

## 第3条 (保険金の支払額)

当社は、1回の欠航または着陸地変更について1万円を保険金として、被保険者に支払います。

## 第4条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事由が生じた場合は、その事由が生じた日からその日を含めて30日以内にその事由の発生等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第5条 (保険金の請求)

- (1) 保険金の当社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、損害の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第6条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、この特約第1

条（保険金を支払う場合）の事由と損害の関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者がこの特約第5条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者がこの特約第5条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第7条（時効）

保険金請求権は、第5条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第8条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款の規定のうち次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第1章基本条項の規定のうち、次に掲げる規定  
 ア. 第15条（事故の通知）  
 イ. 第16条（保険金の請求）  
 ウ. 第17条（保険金の支払時期）  
 エ. 第19条（時効）

- ② 第2章補償条項の規定のうち、次に掲げる規定  
 ア. 第2条（保険金を支払わない場合—その1）  
 イ. 第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項の規定のうち次に掲げる規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① <用語の定義>における「危険」の定義の規定中「傷害の発生」とあるのは「損害の発生」  
 ② 第2条（告知義務）（3）③の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）の事由が生じる前に」  
 ③ 第2条（告知義務）（4）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」

るのは「損害の発生した後に」

- ④ 第2条（告知義務）（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した損害」

- ⑤ 第9条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「損害を生じさせ」

- ⑥ 第12条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合）（5）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じたこの特約第1条（保険金を支払う場合）の事由による損害」

- ⑦ 第20条（代位）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

- (3) 当社は、普通保険約款第9条（重大事由による解除）（2）および（3）を次のとおり読み替え、（4）を追加してこの特約に適用します。

「  
 (2) 当社は、被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。  
 (注) その被保険者に係る部分に限ります。  
 (3) (1)または(2)の規定による解除が費用の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。  
 (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者または被保険者に生じた費用については適用しません。」

- (4) この特約については、国内旅行特約第1条（保険責任の始期および終期）（4）の規定中「次のいずれかに掲げる事故による傷害」とあるのは「この特約第1条（保険金を支払う場合）の事由で、かつ次のいずれかの事由」と、同条（4）①および②の規定中「事故」とあるのは「事由」と、それぞれ読み替えて適用します。

## 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、国内旅行特約の規定を準用します。

## 別表 保険金請求書類

①	保険金請求書
②	保険証券
③	当社の定める事故内容報告書
④	航空会社またはこれに代わるべき第三者の欠航または着陸地変更証明書
⑤	第1条（保険金を支払う場合）の宿泊を証明する宿泊施設の領収書もしくは精算書
⑥	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑦	その他当社が第6条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの。

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。